

重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定福祉用具貸与サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください(この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、指定福祉用具貸与サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです)

事業所概要

法人名	野中医科器械株式会社	本社所在地	大阪府大阪市此花区朝日1丁目2番1号		
代表者名	野中 崇好	電話	06-6468-1037	法人設立年月日	1969年7月9日

サービス提供実施事業所

事業者名	野中医科器械株式会社		事業者番号	第2772800104	
所在地	〒554-0011 大阪府大阪市此花区朝日1丁目7番8号				
電話番号	(06) 6468-2018		FAX番号	(06) 6468-2015	
サービス提供地域	大阪府・兵庫県	管理者(兼務)	小吹 学	専門相談員数	3名
営業日	月～金(祝日及び8月13日～8月16日、12月29日～1月4日を除く)				
営業時間	午前8:45～午後5:45まで				
事業内容	介護用品レンタル・販売、住宅改修、医療機器・理療器械・衛生材料販売				

事業の目的及び運営の方針

目的	私たちは、高齢者とそのご家族に、こころに届く最適なサービスを提供し、「ゆとりと笑顔のある暮らし」の実現をお手伝いすることで社会に貢献いたします。
運営の指針	適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者及び介護者の負担の軽減を図るものとする。

従業員の職種人員数及び職務内容

職種	人員数	職務・権限内容
管理者 (福祉用具専門相談員兼務)	常勤1人	サービス管理責任者は、サービスの質の向上を目指し、社員及び利用者からの相談、苦情等への対応及び助言をおこなう。
福祉用具専門相談員	常勤3人	福祉用具専門相談員は、介護を受ける側、介護をする側双方の心身を理解し適正な商品の選定・助言・メンテナンス・定期訪問をおこなう。
事務職員	常勤1名 非常勤1名	事務職員は請求事務及びご利用者等の連絡対応・商品手配等のサポートをおこなう。

※利用者・ご家族様から身分証提示を求められましたら、いつでも携帯した身分証を提示致します。

高齢者虐待の防止について

事業者は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援する為に、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止の為、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止の為に啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護の為に施策に協力し、従業員の研修・知識の向上、権利擁護に取り組める体制を整え、ご家族等の養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 小吹 学

機密の保持と個人情報について

個人情報保護方針

当社は、優れた商品とサービスをお客様にお届けするとともに、お客様の満足と信頼を得ることをめざしています。

この一環としてお客様の個人情報を適切に保護し、取扱うために、次の取組みを行います。

1. 当社は、個人情報を取扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
2. 当社は、お客様に利用目的や当社窓口などをお知らせした上で、適切な範囲内で個人情報をご提供いただきます。
3. 当社はあらかじめ公表し、またはお客様にご了解いただいた目的の範囲内でのみ、お客様の個人情報を利用いたします。
4. 当社は、あらかじめお客様からご了解いただいている場合、または法令で認められている場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供または開示いたしません。
5. 当社は、お客様よりご自身の個人情報の照会などについて担当の窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応いたします。
6. 当社は、個人情報を安全管理するため、セキュリティの確保・向上に努めます。
7. 当社は、関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせ、個人情報保護の取組みの継続的な改善、向上に努めます。

事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 事業者は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

加入損害賠償責任保険	損保ジャパン	保険種類	事業活動総合保険
------------	--------	------	----------

個人情報保護法に基づく公表

「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」といいます)に基づきお知らせすべき事項を、以下のとおり掲示いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1.名称 野中医科器械株式会社

2.当社における個人情報の利用目的

- ① 当社がご提供する「福祉用具レンタル、福祉用具販売、住宅改修」に関するサービスの推進のため。
- ② 当社がご提供する商品・サービスに関するお役立ち情報のお電話、ダイレクトメール、電子メール等によるご提供のため。
- ③ 当社がご提供する商品・サービスに関するお問い合わせ、ご相談、修理、サポート、メンテナンス等のアフターフォローの対応のため。

3.個人情報の共同利用について

当社は、福祉用具のレンタル、福祉用具の販売、住宅改修サービスのご提供のため、お客様からのご提供頂く住所・氏名・電話番号・その他上記サービスの提供の際必要となる情報を、協力会社と共同利用させていただきます。

共同利用の対象となる個人データの管理(訂正、利用停止、利用目的通知、開示請求への対応)については、当社が責任をもって行います。

4.個人情報の開示などのご請求

個人情報の開示請求などの方法につきましては当社までお問合せ下さい。

ご本人であることを確認させて頂いた上で、対応させていただきます。

*「個人情報の開示など」とは、個人情報保護法に規定される個人情報の開示、利用目的の通知、個人情報の訂正・追加・削除・個人情報の利用停止・消去・第三者提供の停止をいいます。

*ご請求の対象となる個人情報は、当社が開示などの権限を有する個人情報(個人情報保護法に規定される「保有個人データ」)に該当します。)に限ります。

5.使用する期間

レンタル契約開始日(もしくは特定福祉用具販売)から終了日まで使用いたします。(契約終了もしくは販売後5年間保管)

6.「個人情報保護」に関するお問合せ先

当社における個人情報保護の取組みに関するご質問やご不明な点、苦情につきましては下記当社お問合せ先までご連絡ください。

《お問合せ先》

野中医科器械株式会社 大阪府大阪市此花区朝日1丁目7番8号 電話 (06) 6468-2018 管理者 小吹 学

サービス内容に関する苦情・ご相談・緊急連絡先

野中医科器械株式会社 電話0120-82-5087 サービス責任者 小吹 学(月～金 / 8時45分～17時45分)

【公的団体の窓口】

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 大阪市中央区船場中央3-1-7-331 電話 (06)6241-6340

大阪府国民健康保険連合会 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNBビル内 電話 (06) 6949-5418

【保険者】 各市町村保険者

		区役所名	住所	電話番号	FAX番号
大阪市内	☐	北区	大阪市北区扇町2丁目1番27号	06-6313-9859	06-6313-9905
	☐	都島区	大阪市都島区中野町2丁目18番20号	06-6882-9859	06-6352-4558
	☐	福島区	大阪市福島区大開1丁目8番1号	06-6464-9859	06-6462-4854
	☐	此花区	大阪市此花区寿日出北1丁目8番4号	06-6466-9859	06-6462-0942
	☐	中央区	大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号	06-6267-9859	06-6264-8285
	☐	西区	大阪市西区新町4丁目5番14号	06-6532-9859	06-6538-7319
	☐	港区	大阪市港区市岡1丁目15番25号	06-6576-9859	06-6572-9514
	☐	大正区	大阪市大正区千島2丁目7番95号	06-4394-9859	06-6553-1986
	☐	天王寺区	大阪市天王寺区真法院町20番33号	06-6774-9859	06-6772-4906
	☐	浪速区	大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号	06-6647-9859	06-6644-1937
	☐	西淀川区	大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号	06-6478-9859	06-6478-9989
	☐	淀川区	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	06-6308-9859	06-6885-0537
	☐	東淀川区	大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号	06-4809-9859	06-6327-2840
	☐	東成区	大阪市東成区大今里西2丁目8番4号	06-6977-9859	06-6972-2781
	☐	生野区	大阪市生野区勝山南3丁目1番19号	06-6715-9859	06-6715-9967
	☐	旭区	大阪市旭区大宮1丁目1番17号	06-6957-9859	06-6952-3247
	☐	城東区	大阪市城東区中央3丁目5番45号	06-6930-9859	06-6932-0979
	☐	鶴見区	大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号	06-6915-9859	06-6913-6237
	☐	阿倍野区	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号	06-6622-9859	06-6621-1434
	☐	住之江区	大阪市住之江区御崎3丁目1番17号	06-6682-9859	06-6686-2040
大阪市外	☐	住吉区	大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号	06-6694-9859	06-6694-9692
	☐	東住吉区	大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	06-4399-9859	06-6629-4580
	☐	平野区	大阪市平野区背戸口3丁目8番19号	06-4302-9859	06-4302-9943
	☐	西成区	大阪市西成区岸里1丁目5番20号	06-6659-9859	06-6659-9468
	☐	豊中市介護保険課	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2525	06-6858-3611
	☐	吹田市介護保険課	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231	06-6368-7348
	☐	尼崎市介護保険課	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6880	06-6489-7505

〔福祉用具貸与〕

福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

① 車いす	② 車いす付属品	③ 特殊寝台	④ 特殊寝台付属品	⑤ 床ずれ防止用具
⑥ 体位変換器	⑦ 手すり	⑧ スロープ	⑨ 歩行器	⑩ 歩行補助杖
⑪ 認知症老人徘徊感知器	⑫ 移動用リフト(吊具を除く)	⑬ 自動排泄処理装置(交換部分を除く)		

レンタル料について

- 福祉用具レンタル料金については、カタログ及び別紙添付にてご説明致します。
- 介護保険を認定されている場合の利用料は負担割合分の金額となります。
但し、介護保険の認定をされていない場合、介護保険でのご利用上限度額を超える場合、給付制限を受けられている場合、介護保険適用外になられた場合は、レンタル料全額もしくは超えられた金額がご利用者様のご負担になります。
- 利用料は原則として1ヶ月単位とし、指定福祉用具貸与開始が月の1日～15日の場合は1ヶ月分の利用料とし、16日～末日の場合は初回月はその1/2とします。
また、指定福祉用具貸与終了(解約)が月1日～15日の場合は最終月の利用料は1ヶ月分の1/2とし、16日～末日の場合は1ヶ月分の利用料とします。
但し、同月内での貸与開始・貸与終了の場合は、係る使用料は1か月分とします。
尚、入院中は介護保険適用外になる為、入退院等された際は速やかにご連絡ください。
- サービス内容の変更及び解約をご希望される場合は満了7日前迄にお申し出ください。
- その他費用
 - ① 通常の実施地域を越えての指定福祉用具貸与に係る交通費及び搬入費については、その実費を徴収致します。
 - ② 通常使用以外の使用方法の結果、著しい汚れ、紛失、または故意と思われる破損、故障の場合補修代金を徴収致します。

利用料のお支払い方法

毎月20日までに前月分の請求書を郵送致しますので、請求月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振り替えにてお支払いしていただき、確認後領収書を郵送させていただきます。
尚、金融機関以外の場合のお支払い方法は個別にて対応させていただきます。

サービス及び提供方法について

- 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法は、次のとおりとする。
- ① 福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、福祉用具の貸与に係る同意を得る。
 - ② 利用者が適切な福祉用具を選択するために、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供する。
 - ③ 福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
 - ④ 福祉用具貸与等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得る。
 - ⑤ 作成した福祉用具貸与計画等を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付する。
 - ⑥ 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性衛生状態等の点検を行う。
 - ⑦ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて福祉用具の調整を定期的に行うとともに、使用方法、留意事項、故障時の対応等などを行う。

搬入・搬出について

契約に基づきご利用者様の希望日時に出来るよう、事業内調整を取り、搬入・搬出を致します。
商品の機能、使用方法、使用上の留意事項をご利用者、ご家族に十分に説明を行った上で、実際に当該福祉用具を使用していただきながら、使用方法の説明を実施致します。

保管及び消毒方法

回収した福祉用具については、委託契約に基づく方法にて速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を明確に区分して保管するものとする。

〔特定福祉用具販売〕

特定福祉用具販売の品目

① 腰掛便座	② 自動排泄処理装置の交換可能部品（専用パッド・洗浄液・専用パンツ・シートは除く）		
③ 入浴補助用具	④ 簡易浴槽	⑤ 移動用リフトつり具部分	⑥ スロープ（固定用スロープ）
⑦ 歩行器（歩行車は除く）	⑧ 歩行補助つえ（松葉杖は除く）		

販売に関する内容と販売料金について

1) 販売に関する内容

- ①弊社の福祉用具販売カタログに記載されている価格が販売価格になります。
- ②ご利用者様の心身の状況、ご要望、住環境、安全面を考慮し適切な福祉用具を紹介し選んで頂きます。
- ③ご利用される福祉用具の取扱方法、注意点及びトラブル対応の方法等について説明書を用いてご説明致します。
- ④福祉用具に破損・故障が発生した場合、速やかに対応しメンテナンス等費用については実費にてご請求致します。
- ⑤選択制の対象福祉用具（固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉杖を除く）・多点杖）の提供に当たっては福祉用具専門相談員は貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明を行います。

2) 販売料金及びご利用者様のご負担

ご利用者様の料金は介護保険をご利用時は、福祉用具毎の料金の負担割合分の金額となります。
又、介護保険給付額に減額がある場合は、減額分はご利用者様のご負担となります。

3) 請求及びお支払方法

販売料金は購入される福祉用具毎に計算し、合計金額により請求致します。
お支払いいただき申請終了後、領収書を郵送させていただきます。

〔身体的拘束等の原則禁止〕

- 1 サービス提供にあたり、利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行いません。
- 2 やむ得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

〔業務継続計画の策定等〕

- (1)感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2)感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3)感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

〔ハラスメント対策〕

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 ご利用者及びその家族等が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為については、事実確認後の上改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

〔居宅介護支援事業者等との連携〕

- ① 指定福祉用具貸与の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

☐ 上記内容の説明及び使用説明を事業者から受け、同意しました。

令和 年 月 日

☐ 別紙計画書内容を確認し福祉用具を注文いたします。

利用者 住所

氏名

代理人 氏名

*代理人代筆の場合、氏名を併記すること。

説明者 野中医科器械株式会社

氏名